

# 信濃川水系河川整備計画 計画段階評価（上流部）検討委員会 規約

## 第1条（名称）

本会は、「信濃川水系河川整備計画 計画段階評価（上流部）検討委員会」（以下「委員会」という）と称する。

## 第2条（目的）

委員会は、北陸地方整備局長（以下「局長」という。）の委嘱に基づき、以下の事務を行う。

- 一 信濃川水系河川整備計画（大臣管理区間）のうち、信濃川上流部における治水対策について、北陸地方整備局が作成した計画段階評価（案）及びその対応方針（原案）について審議を行い、意見を述べるものとする。

## 第3条（委員会の委員及び組織）

委員会は、局長が設置する。なお委員会は、第2条の事務の完了をもって解散する。

- 2 委員会の委員は、局長が委嘱し、別添のとおりとする。
- 3 委員会には委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は会議を代表し、その円滑な運営と進行を総括する。
- 5 委員長に事故があり、委員会に参加できないときは、委員長が予め指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 委員会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。

## 第4条（委員会）

委員会の招集は、局長より委任された北陸地方整備局河川部長が行うものとする。

## 第5条（情報公開）

委員会は原則公開とし、その公開方法は委員会にて定める。ただし、審議内容によっては、委員会に諮り、非公開とすることができます。

## 第6条（委員会の庶務）

委員会の庶務は、北陸地方整備局河川部河川計画課、千曲川河川事務所において処理する。

## 第7条（規約の改正）

本規約の改正は、委員会の委員総数の三分の二以上の同意を得て、これを行う。

## 第8条（雑則）

本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附則（施行期日）

本規約は、平成26年 7月18日から施行する。

## 信濃川水系河川整備計画 計画段階評価（上流部）検討委員会

### 委員名簿

| 氏 名   | 所 属 ・ 役 職 等          | 備 考 |
|-------|----------------------|-----|
| 石川 利江 | ISHIKAWA地域文化企画室 代表   |     |
| 加藤 久雄 | 長野市長                 |     |
| 黒岩 範臣 | 元 信濃毎日新聞社 編集委員       |     |
| 小山 邦武 | NPO法人 信越トレイルクラブ 代表理事 |     |
| 笠澤 浩  | 長野市地方文化財保護審議会長       |     |
| 島野 光司 | 信州大学 理学部 准教授         |     |
| 田原 健成 | 長野県 水産試験場場長          |     |
| 富所 五郎 | 信州大学 名誉教授            |     |
| 平林 公男 | 信州大学 繊維学部 教授         |     |
| 平松 晋也 | 信州大学 農学部 教授          |     |
| 水谷 太一 | 元 長野県勘左衛門堰土地改良区理事長   |     |
| 宮澤 淳治 | 千曲市「水辺の楽校」運営委員長      |     |
| 宮澤 宗弘 | 安曇野市長                |     |
| 山崎 隆之 | 長野大学 環境ツーリズム学部 准教授   |     |

※五十音順、敬称略